

高校・高専へ進学後ただちに本採用となる。

採用は、中学校長の推薦により面接のうえ、支部選考委員会の議を経て予約採用される。

募集は、年1回で4月。

奨学生月額（別表1参照）

採用人員（別表3参照）

③ 大学特別奨学生（予約採用）

高等学校最高学年に在学、または卒業後1年以内の者で、優秀な資質を有するが、経済的理由により修学が困難な者に対し、進学前に奨学生の予約採用を行い、大学へ進学後ただちに本採用となる。

採用は、高等学校長の推薦により面接のうえ、支部選考委員会の議を経て予約採用される。

募集は、年1回で4月。

奨学生月額（別表1参照）

採用人員（別表3参照）

④ 教育特別奨学生（予約採用）

義務教育教員の資質向上に資するため、将来優秀な教員としての資質を有する学生を、国立大学の教員養成学部に誘致することを目的とする制度。

対象は前記③と同様であるが、面接は行わず、高等学校長の推薦により、支部選考委員会の議を経て予約採用される。

募集は、年1回で4月。

奨学生月額（別表1参照）

採用人員（別表3参照）

⑤ この適用を受ける私立大学に、文教大学、聖徳学園岐阜教育大学、常葉学園大学がある。

③ 奨学生の交付

奨学生は、毎月1回、直接本会より奨学生個人の銀行預金口座に振込まれる。

④ 奨学生の返還

① 奨学生の返還は、卒業の6か月後から20年以内の年賦による。

返還は、貸与総額に対応する返還年賦額により行う。

利子はつかないが、返還がとどこおった年賦額については、6か月毎に5%の延滞金が課せられる。

② 卒業後、上級学校に進学したとき、災害、病気または経済的理由等により返還が困難になった場合は、願い出によって一定期間返還が猶予される。

(5) 奨学生の返還免除

① 特別貸与による奨学生の返還免除

特別貸与による奨学生は、一般貸与に相当する額を、所定の期間までに滞りなく返還すれば、残額は返還が免除される。

② 死亡・心身障害による返還免除

本人が死亡または不具、廃疾等により返還能力を失ったときは、願い出により返還が免除される。

③ 教育職就職による返還免除

大学、大学院の奨学生であった者が、小・中・高校・大学、その他学校教育法に定める教育職に、2年以上従事した場合は、勤務年数に応じ、奨学生の一部または全部が免除される。

④ 教育研究職就職による返還免除

大学院の奨学生であった者が、大学や特定の試験所、研究所、文教施設等で研究の職に一定年限従事した場合は、上記③同様返還が免除される。

(6) 奨学生の補導

本会の事業は国費で営まれており、奨学生の将来には社会の期待がかかるることを自覚させるため、本会と奨学生との関係を単に経済的なものにとどめず、精神的なつながりを持たせ、充実した生活を送るよう種々の方法によって補導している。これらの方法として「面接・相談・座談会」「学習状況・健康・生活状況の調査」「成績不振者激励」などを行う一方、機関紙“育英”を発行している。

また、奨学生の外部組織として、卒業生によって結成された「育英友の会」の全国的な組織があり、各支部ともに活動している。

表1 日本育英会奨学生種別表

区分	学校別	採用別	応募学年	貸与月額	募集時期	備考
一般貸与奨学生	高等学校	通常	在学生	7,000	※18,000 4月と9月	(1)は自宅通学者 (2)は通信教育生でスクーリング受講者 (3)は自宅外通学者
	高等専門学校	"	"	9,000	※19,000 4月と9月	
	大学	"	"	18,000	※27,000 4~5月、10~11月	
	"(通信教育)	"	"	(3)	60,000 適時	
	大学院(修士課程)	"	"		60,000 4月	
	"(博士課程)	"	"		70,000 (予約制度あり)	
	芸術専攻科	"	"		60,000	
特奨別貸与生	短期大学	"	"	18,000	※26,000 4~5月、10~11月	
	高等学校	通常	在学生	[(1)8,000 (2)13,000]	※20,000 ※25,000 4月と9月	
	"	予約	中学校第3学年	[(1)8,000 (2)13,000]	※20,000 ※25,000 4~5月	